

番号	資料名	項	質問事項及び質問内容	回答	訂正後
62	募集要領	7 応募書類(1)	指定公金事務取扱者に係る指定関係の各書面については、共同企業体で応募の場合、公金を扱わない構成員においても提出は必要か。	共同企業体での受託の場合、現金収納事務を主体で行う構成員や、収納実績を府に報告いただく代表構成員はもとより、基本的には全ての構成員の指定を要すると考えています。個別具体的には、本件に係る申請の際に収納事務に係る共同企業体での実施体制について伺い、指定に係る審査を行います。	共同企業体での受託の場合、本件に係る申請の際に収納事務に係る共同企業体での実施体制について伺い、指定に係る審査を行い、共同企業体として指定いたします。 なお、提出資料について、「指定公金事務取扱者に係る指定申出書（指定公金様式1）」は、共同企業体の代表者様（共同企業体名 代表構成員 代表の団体名及びその代表者職氏名（押印省略可））から提出いただき、「事業運営体制の組織表（公金事務に複数の主体が関わる時）」と併せて、構成する団体ごとの「国、地方公共団体における公金事務の受託実績調書（過去5年分）（指定公金様式2）」、「貸借対照表、損益計算書（既存の開示資料も可）（直近2年分）」を提出してください。
83	募集要領	7 応募書類(1)提出書類	<p>「指定公金事務取扱者に係る指定申出請書（指定公金様式1）」について、共同企業体での応募を想定しているため、以下をご教示ください。</p> <p>1）共同企業体の場合、指定申出請書（指定公金様式1）の提出は、代表者（代表構成員）1者による提出で足りるでしょうか。それとも、構成員各者（2者以上）それぞれの提出が必要でしょうか。</p> <p>2）共同企業体の構成員のうち一部が未指定の場合、構成員全員が指定公金事務取扱者として指定を受ける必要がありますでしょうか。または、「公金事務」に該当する業務を実施する構成員のみが指定を受けていれば足りるでしょうか。</p> <p>3）「公金事務」に該当する業務を再委託する場合、再委託先についても指定申出請書（指定公金様式1）等の提出・指定取得が必要でしょうか。</p> <p>4）入園料は公金に該当するとの理解のもと、共同企業体が指定公金事務取扱者として指定を受け、入園料の収納・払込み等の公金事務を共同企業体が発行する前提で、外国法人を本社とする日本法人が提供するチケットングプラットフォームをシステムとして利用することは可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>1、2）共同企業体での受託の場合、現金収納事務を主体で行う構成員や、収納実績を府に報告いただく代表構成員はもとより、基本的には全ての構成員の指定を要すると考えています。個別具体的には、本件に係る申請の際に収納事務に係る共同企業体での実施体制について伺い、指定に係る審査を行います。</p> <p>3）再委託を行う場合、再委託先を指定公金事務取扱者に指定することは要しませんが、本業務の受注後、本業務を受託した指定公金事務取扱者から再委託に係る承認申請書類及び確認書類の提出をいただき、委託の可否について審査することとなります。</p> <p>4）指定公金事務取扱者は現金収納に係る事務に関する手続きになり、質疑いただいたケースの場合、クレジットカード等のキャッシュレス決済を用いることから、業務仕様書6(1)ア（イ）に示した地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の事務になります。</p> <p>指定納付受託者は本業務の受注後、本業務の提案資料等を参考に協議を行い、指定納付受託者に指定のうえ、別途、植物園がキャッシュレス決済事業者と契約を締結することとしています。</p>	<p>1、2）共同企業体での受託の場合、本件に係る申請の際に収納事務に係る共同企業体での実施体制について伺い、指定に係る審査を行い、共同企業体として指定いたします。</p> <p>なお、提出資料について、「指定公金事務取扱者に係る指定申出書（指定公金様式1）」は、共同企業体の代表者様（共同企業体名 代表構成員 代表の団体名及びその代表者職氏名（押印省略可））から提出いただき、「事業運営体制の組織表（公金事務に複数の主体が関わる時）」と併せて、構成する団体ごとの「国、地方公共団体における公金事務の受託実績調書（過去5年分）（指定公金様式2）」、「貸借対照表、損益計算書（既存の開示資料も可）（直近2年分）」を提出してください。</p> <p>3）再委託を行う場合、再委託先を指定公金事務取扱者に指定することは要しませんが、本業務の受注後、本業務を受託した指定公金事務取扱者から再委託に係る承認申請書類及び確認書類の提出をいただき、委託の可否について審査することとなります。</p> <p>4）指定公金事務取扱者は現金収納に係る事務に関する手続きになり、質疑いただいたケースの場合、クレジットカード等のキャッシュレス決済を用いることから、業務仕様書6(1)ア（イ）に示した地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の事務になります。</p> <p>指定納付受託者は本業務の受注後、本業務の提案資料等を参考に協議を行い、指定納付受託者に指定のうえ、別途、植物園がキャッシュレス決済事業者と契約を締結することとしています。</p>